## 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書

文書通信交通滞在費(以下、文通費という。)が、 令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費は、国会法第 38 条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に歳費とは別に毎月 100 万円が支給されている。また、立法事務費は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律によって定められ、衆参両院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき 65 万円が支給されている。しかし、これらには、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、国民からの政治不信を生んでいる。

よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される 国会議員の活動の在り方となるよう、下記事項について、早急に所要の法改正等を講じるよう、強く求める。

記

- 1. 文通費及び立法事務費の使途について、領収書及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出及びネット公開を責務とする規定を設けること。
- 2. 文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること。
- 3. 文通費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務とする規定を設けること。
- 4. 文通費及び立法事務費からの支出については、可能な限りデジタル記録を残せるよう、努力規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年3月25日

松原市議会